

# 札幌市ヒグマ対策委員会設置要綱

平成21年5月18日

市民まちづくり局長決裁

平成28年4月22日改正

環境局長決裁

最近改正 令和3年9月6日

## (目的)

第1条 この要綱は、ヒグマ出没地の土地所有者、施設管理者等（以下「所有者等」という。）が実施するヒグマ対策を除き、札幌市が実施するヒグマ対策に関する組織、役割等について定めるものとする。

## (市委員会及び区委員会の設置)

第2条 札幌市は、札幌市内（特に市街地及び市街地周辺）においてヒグマが出没した際の情報収集、広報、人身被害の防止・追払い、防除、被害の拡大防止並びに捕獲等の対策（以下「対策方針」という。）を決定並びに実行し、市民生活の安全を確保するため、札幌市ヒグマ対策委員会（以下「市委員会」という。）を設置する。

2 市委員会は、ヒグマが出没した場合に迅速かつ機動的な対策を講じるため、各区に区ヒグマ対策委員会（以下「区委員会」という。）を設置する。

## (市委員会の役割)

第3条 市委員会は、区委員会から次条第2項に定める上申があったときは、別に定めるヒグマ対応基準により対策方針を検討のうえ決定し、区委員会にその対策を通知するほか、必要に応じて関係機関及び関係団体への周知、協力要請等を行う。

2 市委員会は、ヒグマが現に出没し人に危害を加える恐れがあるなど緊急の対応が求められる場合には、方針決定、広報、関係機関との情報共有及び現場対応その他必要な対策にあたるため、市委員会内にヒグマ対策実施本部を設置する。

## (区委員会の役割)

第4条 区委員会は、現地における具体的な対策（初期行動を含む。）を

立案し、実施する。なお、区委員会は、対策の立案、初期行動等の実施に当たり、対策行動の対象となる土地の所有者等と十分に協議するものとする。

2 区委員会は、次の各号に掲げる事案が生じた場合には、その内容を市委員会に上申する。

(1) 別紙1に掲げる段階が1以上に該当する場合

(2) その他全市的又は総合的な対策を講ずる必要がある場合

3 区委員会は、ヒグマ出没の情報が寄せられた場合には、別紙2のヒグマ出没情報連絡系統図に従って迅速に市関係部局、地域住民等に出没情報及び区委員会の対応策を連絡し、安全確保のために必要な措置を講ずるよう依頼する。

4 区委員会は、ヒグマ出没の情報が寄せられた場合には、環境局環境都市推進部環境共生担当課と協議のもと、別紙3の基本行動マニュアルに例示する措置を基本とし、状況に応じて必要と認める措置を講ずる。

(構成員)

第5条 市委員会は、次の各号に掲げる部の職員のうち、当該部の長が指名する者をもって構成し、委員長（以下「市委員長」という。）には環境管理担当部長をもって充てる。

(1) 危機管理対策室危機管理対策部

(2) 総務局広報部

(3) 市民文化局地域振興部

(4) 環境局環境事業部

(5) 環境局環境都市推進部（環境管理担当部）

(6) 経済観光局農政部

(7) 各区市民部

(8) 教育委員会事務局学校教育部

(9) その他市委員会が必要と認める部

2 区委員会は、次の各号に掲げる部の職員のうち、当該部の長が指名する者をもって構成し、委員長（以下「区委員長」という。）には区市民部長をもって充てる。

- (1) 市民部
- (2) その他区委員会が必要と認める部  
(会議)

第6条 市委員長は、必要に応じて市委員会を招集する。

2 区委員長は、必要に応じて区委員会を招集する。

3 市委員長及び区委員長は、事案に応じて会議に招集する者を構成員の中から決定する。

4 市委員会及び区委員会の議事は、委員の合議により決定する。

5 市委員会の会議の事務局は、環境局環境都市推進部環境共生担当課において行い、区委員会の会議の事務局は、区市民部総務企画課において行う。

(連携団体等の会議への参加)

第7条 市委員会及び区委員会は、対策の立案、決定及び実行に当たり、第5条第1項及び第2項に定める構成員以外の団体（所轄の警察署等）との協議、連携等が必要と認める場合には、当該団体の了承を得て、当該団体を会議に参加させることができる。

(専門家の意見聴取)

第8条 市委員長及び区委員長は、ヒグマの生態及び対策方針等に関して意見を求める必要があると認める場合には、専門家（地方独立行政法人北海道立総合研究機構、北海道猟友会札幌支部等）の意見を聴取又は会議への出席を依頼することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市委員会の運営について必要な事項は市委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年5月18日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月11日から施行し、平成23年4月1日に遡及して適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年5月7日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年5月17日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月15日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月6日から施行する。